



2026年4月15日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 横山 恵一
(TEL 03 - 5719 - 2180)

(訂正) 「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分
に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2025年11月21日付で「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」に関し、当初予定していた手続の一部に不備があることが判明し、日程の変更及び会計上の修正処理を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 日程変更の理由及び経緯

当社は、2025年12月23日開催の第42回定時株主総会決議に基づき、2026年2月1日を効力発生日として資本金及び資本準備金の額の減少（以下、「本減資等」）の手続を進めてまいりました。

しかしながら、今般、本減資等の有効要件である会社法上の債権者保護手続（官報公告）が未完了であったことが判明いたしました。これにより、当初予定していた2026年2月1日において本減資等の効力は発生しておりません。

当社は本事態を厳粛に受け止め、法令を遵守し、改めて適正な債権者保護手続を実施するため、手続をやり直すことといたしました。

2. 会計上の取り扱い

2026年2月1日付で計上予定であった資本金・資本準備金の減少及び繰越利益剰余金への振替を、改めて適正な手続が完了し効力が発生する日まで留保いたします。

3. 今後の対応方針

再発防止策として、今後同様の会社法手続を実施する際には、司法書士・顧問弁護士・監査法人等の専門家による事前確認体制を強化し、法務・会計・開示の三面から適正性の確保に努めてまいります。また、法務・経理・IRの各部門間での情報共有と相互確認のフローを刷新し、実務上の確認漏れを未然に防ぐ重層的なチェック体制を運用いたします。

以上の取組により、法令遵守体制の再構築と透明性の高いガバナンス体制を維持し、再発防止に努めてまいります。

4. 変更後の日程

本減資等の効力発生日につきましては、2026年4月23日開催予定の取締役会において決議し、確定次第速やかにお知らせいたします。

5. 今後の見通し

本件は払戻しを伴わない無償減資であるため、手続の遅延による業績への直接的な影響はございません。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今後は管理体制のさらなる強化を図り、再発防止に全力を尽くしてまいります。

以上